

年 月 日

独立行政法人酒類総合研究所

理事長 殿

誓 約 書

- 1 私（当法人）は、作成する全ての書類の記載内容が真実かつ正確であること、及び精確な分析を行い誤りなく書類に転記することを保証し、かつ、これらに関する一切の責任を負います。
- 2 私（当法人）は、作成する書類のうち独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）に報告すべき書類について、遅滞なく報告します。
- 3 私（当法人）は、自己証明に係る日本ワインを製造するために用いた醸造方法が、我が国の酒税法及びその他の関係法令を遵守したものであって、かつ、日EU経済連携協定（日英包括的経済連携協定）で承認された醸造法に適合していること、さらに必要な場合は現地確認を受け入れることに対し、責任を負います。
- 4 私（当法人）は、研究所が欧州連合及び英国に対して当該自己証明に関する全ての情報を公開することに同意します。
- 5 私（当法人）は、自己証明について、我が国の法令に抵触する可能性を研究所が把握した場合には関係行政機関に通報することに同意します。
- 6 私（当法人）は、研究所に故意又は重大な過失があることが実証された場合を除き、当該自己証明に関する研究所の業務に対して異議を申し立てません。
- 7 私（当法人）は、当該自己証明に関する書類を、欧州連合及び英国（北アイルランド）向けの日本ワインの輸出以外の目的で使用しません。
- 8 私（当法人）は、自己証明に関する書類の内容又はその使用に関連して疑義紛争が生じるおそれがある場合、若しくはそれらが生じた場合においては、その処理について速やかに研究所に連絡し、その処理について一切の責任を負います。
- 9 私（当法人）は、上記の誓約事項について違背した場合、若しくは違背の疑義が生じた場合には、それらに係る苦情、相談、訴訟、損害賠償等の処理について一切の責任を負います。

申請者名（法人にあっては、その名称）

申請者住所

代表者の氏名

（自署又は記名押印）